

# 一般海域における土石採取許可の取扱いについて

平成10年6月1日  
改正 平成14年3月 1日  
平成15年4月 1日  
平成16年1月 1日  
平成22年9月 1日  
平成26年9月26日  
平成31年1月 1日

## 1 趣旨

一般海域の利用に関する条例（平成10年山口県条例第3号。以下「条例」という。）及び一般海域の利用に関する条例施行規則（平成10年山口県規則第75号。）に基づく一般海域における土石採取（以下「採取」という。）の許可については、国有財産法上の公共用財産たる一般海域の公共的性格に十分留意の上、この取扱いに定めるところにより、適切に運用すること。

## 2 採取禁止区域

一般海域のうち次に掲げる区域とする。

- (1) 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法の見地から海上保安部の意見を徴し、海上交通上問題があると指摘された区域。
- (2) 原則として水際線（満潮時）から沖合1km（海岸の管理に支障を与えることが予想される場合にはこれを延長することがある。）以内の区域。
- (3) 電気通信事業法第141条第1項に規定する水底線路保護区域。
- (4) 漁業権区域外のうち別紙に定める区域。
- (5) (1) から (4) に掲げる区域以外で一般海域の機能が損なわれるおそれがある区域。

## 3 申請の条件

採取の申請をする者は、次に掲げるすべてに該当しなければならない。

- (1) 砂利採取法第3条に基づく登録を受けた業者であること。
- (2) 山口県内に採取活動の本拠たる事務所（以下「事務所」という。）を設置する業者であること。ただし、条例施行日前に許可を受けた業者については、平成10年12月末日までに事務所を山口県内に設置しなければならない。
- (3) 採取に携わる者（法人については全役員、事業主、砂利採取業務主任者、船長）が許可申請の日以前2年以内に、砂利採取法又は条例に基づく罰則による処罰を受けていないこと。

## 4 砂利採取業務主任者

採取に使用する船舶毎に砂利採取業務主任者が常に乗務すること。

## 5 許可の期間、区域及び採取量等

- (1) 許可期間は、2箇月以内とする。
- (2) 許可区域は1業者1区域とする。ただし、現に2区域で採取をしている業者が、当該区域で採取を継続する場合についてはこの限りではない。
- (3) 許可区域面積は1許可区域につき5.0万㎡以内とする。
- (4) 許可量は1許可区域につき1箇月5万m<sup>3</sup>以内、1業者につき年間60万m<sup>3</sup>以内とする。ただし、許可期間に1箇月に満たない期間がある場合、当該期間における許可量の上限の算定は日割計算とし、これにより算定した量に1m<sup>3</sup>未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。
- (5) 年間予定許可総量は180万m<sup>3</sup>を上限とする。
- (6) 許可業者が、事業廃止、倒産等により採取を廃止した場合は、当該区域においては他の業者に対する新たな許可は行わない。
- (7) 2に定める採取禁止区域において採取をしている業者が新たに許可が可能な区域に変更する場合は、現に許可を受けている区域すべての採取を廃止するものとする。ただし、新たな許可区域は1区域とする。
- (8) 許可業者同士が合併した場合、合併後存続する法人若しくは合併後設立した法人が承継できる許可区域は、1区域とする。

## 6 採取の方法及び使用する船舶等

- (1) 採取は直営とし、第三者に業務の一部又は全部を請負わせてはならない。
- (2) 採取に当たっては環境に配慮するとともに採取後の海底に砂層厚を3メートル以上残すこと。
- (3) 採取に使用する船舶は自己（自社）所有又は長期委託船であること。
- (4) 採取に使用する船舶はGPS又はそれと同等の機能を有する機器が設置されていること。

## 7 採取時間

採取時間は日出から日没までとする。

採取時間外に当該許可区域に砂利採取に使用する船舶が進入すれば採取を行っているものとみなす。

## 8 立入検査

一般海域の保全又は適正な利用のために必要があると認められる場合は、条例第9条第1項に基づく立入検査（以下「検査」という。）を行う。

- (1) 検査の場所は、事務所、船舶、土石の荷揚場等検査が必要と認められるすべての場所とする。
- (2) 検査に際し、許可業者に対し、採取に関する帳簿・書類等の閲覧を求める。この帳簿・書類等は採取・販売の状況を明らかにできる内容を具備したものでなければならない。
- (3) 検査において、採取量等が不明な場合及び提示を要求した書類の提出を拒否した

場合は、条例に基づき処分を行う。

## 9 転載、沖積みの禁止

採取に使用する船舶から他の船舶に土石の転載又は沖積みを行ってはならない。

ただし、当該行為を行うために許可を得た船舶を使用する場合はこの限りではない。

## 10 許可申請書添付書類の留意事項

- (1) 実施計画説明書は砂利採取法に基づく採取計画認可申請書の添付書類である「業務主任者監督計画書」及び「作業工程予定表」で代用が可能である。
- (2) 位置図は座標測量点、基点及び方位を記入すること。座標は世界測地系座標によること。
- (3) 平面図は許可区域面積が判別できるものであること。また、深淺測量図と対応していること。
- (4) 深淺測量図は平面図と対応したもので、概ね50メートルピッチのものであること。(許可申請の日以前1年以内のものとする。)
- (5) 土石の賦存量は砂層厚を示すこと。(許可申請の日以前1年以内のものとする。)
- (6) 採取に使用する船舶が判別できるように、当該船舶の写真及び船舶検査証書の写しを添付すること。
- (7) 転載、沖積みを行う場合は、当該行為に使用する船舶の写真及び船舶検査証書の写しを添付すること。また、荷揚げ予定港について明記した書類を添付すること。
- (8) 新規の申請においては、利害関係人の同意書は原本を添付すること。
- (9) 砂利採取業務主任者証の写し及び砂利採取業務主任者の在籍を確認できる書類を添付すること。
- (10) (1) から (9) の他参考となる書面又は図面の添付を求めることがある。

## 11 廃止届提出時の添付書類

条例第8条第2項の規定に基づき、廃止直後の許可区域の深淺測量図を添付すること。

## 12 報告義務

採取を行った者は、別記様式に基づき、当月分の報告を翌月10日までに許可を受けた土木(建築)事務所長に提出しなければならない。

### 13 監督処分基準

| 違反内容          | 採取停止期間     | 過料       |
|---------------|------------|----------|
| 時間外採取         | 2週間以上2ヵ月以内 | —        |
| 積載量           | 2週間以上2ヵ月以内 | —        |
| 登録外（改造）船舶使用   | 2週間以上2ヵ月以内 | —        |
| 転載・沖積み        | 1ヵ月以上3ヵ月以内 | —        |
| 許可量以上の採取      | 1ヵ月以上3ヵ月以内 | 許可量との差全量 |
| 虚偽報告          | 1ヵ月以上3ヵ月以内 | —        |
| 許認可申請書内容の不実記載 | 2ヵ月以上6ヵ月以内 | —        |
| 許可区域外採取       | 2ヵ月以上6ヵ月以内 | 全量分      |
| 採取禁止区域における採取  | 2ヵ月以上6ヵ月以内 | 全量分      |
| 不正な手段で許可を得た場合 | 2ヵ月以上6ヵ月以内 | —        |

(別紙)

## 漁業権区域外のうち土石採取を禁止する区域

### 1 人工的に設置した漁礁周辺のうち、次に揚げる区域

- (1) 「長門海域総合開発事業」に係る区域：次のイ、ハ、ニ、ロの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
イ 下関市豊北町大字神田折紙鼻北端  
ロ 最大高潮時海岸線上における長門市と萩市の境界  
ハ イより真北に 15,500m の点  
ニ ロより真北に 13,400m の点
- (2) 「人工礁漁場造成事業」に係る区域及びその周囲 3,000m 以内の区域
- (3) 「人工礁漁場造成事業」以外の人工的に設置した魚礁の中心点から半径 2,000m 以内の区域

### 2 漁業者が恒常的に利用している天然礁のうち、次に揚げる区域

- (1) 岩屋ヅメ：次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
イ 日本測地系；北緯 34 度 19 分 18 秒、東経 130 度 40 分 00 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 19 分 29.5 秒、東経 130 度 39 分 51.4 秒)  
ロ 日本測地系；北緯 34 度 13 分 42 秒、東経 130 度 40 分 00 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 13 分 53.5 秒、東経 130 度 39 分 51.4 秒)  
ハ 日本測地系；北緯 34 度 13 分 42 秒、東経 130 度 45 分 00 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 13 分 53.6 秒、東経 130 度 44 分 51.4 秒)  
ニ 日本測地系；北緯 34 度 19 分 18 秒、東経 130 度 45 分 00 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 19 分 29.6 秒、東経 130 度 44 分 51.4 秒)
- (2) 角島グリ：次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
イ 日本測地系；北緯 34 度 35 分 18 秒、東経 130 度 42 分 00 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 35 分 29.3 秒、東経 130 度 41 分 51.4 秒)  
ロ 日本測地系；北緯 34 度 29 分 00 秒、東経 130 度 42 分 00 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 29 分 11.4 秒、東経 130 度 41 分 51.4 秒)  
ハ 日本測地系；北緯 34 度 29 分 00 秒、東経 130 度 53 分 12 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 29 分 11.5 秒、東経 130 度 53 分 03.4 秒)  
ニ 日本測地系；北緯 34 度 35 分 18 秒、東経 130 度 53 分 12 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 35 分 29.4 秒、東経 130 度 53 分 03.3 秒)
- (3) カキノ瀬：次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
イ 日本測地系；北緯 34 度 41 分 00 秒、東経 131 度 00 分 30 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 41 分 11.3 秒、東経 131 度 00 分 21.6 秒)  
ロ 日本測地系；北緯 34 度 35 分 00 秒、東経 131 度 00 分 30 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 35 分 11.4 秒、東経 131 度 00 分 21.3 秒)  
ハ 日本測地系；北緯 34 度 35 分 00 秒、東経 131 度 07 分 00 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 35 分 11.4 秒、東経 131 度 06 分 51.2 秒)

- ニ 日本測地系；北緯 34 度 41 分 00 秒、東経 131 度 07 分 00 秒  
(世界測地系；北緯 34 度 41 分 11.3 秒、東経 131 度 06 分 51.6 秒)

3 知事及び海区漁業調整委員会が漁業許可等を行うに当たって、漁業調整上問題が多いとして、操業等の制限をしている次に掲げる区域及びその周囲 1,000m 以内の区域

(1) 見付漁場：下関市蓋井島灯台から 267 度 5,500m の点を中心として半径 2,500m の円周によって囲まれた区域

(2) 魚城漁場：次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 福岡県北九州市石峯山頂上と同市女島西端とを結ぶ直線の延長線（以下「A線」という。）と下関市蓋井島北端から 298 度の線との交点

ロ A線と下関市豊浦町大字室津下観音崎と同市蓋井島北端とを結んだ直線の延長線（以下「B線」という。）との交点

ハ 福岡県北九州市石峯山頂上と同市男島西端とを結んだ直線の延長線（以下「C線」という。）とB線との交点

ニ C線と下関市蓋井島北端から 306 度の線との交点

(3) 北ビラ漁場：次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 下関市豊北町大字神田本場鼻と同市双子島西端とを結んだ直線の延長線（以下「A線」という。）と同市豊浦町大字川棚松谷鼻から 292 度 30 分の線（以下「B線」という。）との交点

ロ 下関市豊浦町大字室津下甲山頂上から 281 度の線（以下「C線」という。）とA線との交点

ハ 福岡県北九州市女島北西端と下関市蓋井島泉水ノ鼻とを結んだ直線の延長線（以下「D線」という。）とC線との交点

ニ B線とD線との交点

(4) 汐巻漁場：次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 下関市豊北町角島灯台から 16 度 20 分 6,080m の点

ロ 下関市豊北町角島灯台から 337 度 15 分 14,080m の点

ハ 下関市豊北町角島灯台から 312 度 25 分 12,880m の点

ニ 下関市豊北町角島灯台から 302 度 00 分 3,150m の点

(5) ハコダノ瀬漁場：長門市油谷町川尻岬灯台を中心に半径 6,000m の円周によって囲まれた区域のうち、同灯台から 300 度以東の区域

(6) 二島ぐり漁場：次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 萩市鯖島南東端から同市櫃島北西端を見通した線（以下「A線」という。）と阿武郡阿武町三ヶ岳頂上から同町宇田島北東端を見通した線（以下「B線」という。）との交点

(日本測地系：北緯 34 度 37 分 00 秒、東経 131 度 27 分 06 秒)

(世界測地系：北緯 34 度 37 分 12 秒、東経 131 度 26 分 57 秒)

ロ A線と阿武郡阿武町姫島北端から同町宇田島南端を見通した線（以下「C線」

という。)との交点

(日本測地系：北緯 34 度 34 分 36 秒、東経 131 度 25 分 31 秒)

(世界測地系：北緯 34 度 34 分 48 秒、東経 131 度 25 分 22 秒)

ハ 萩市鯖島北西端から同市櫃島南東端を見通した線 (以下「D線」という。)と  
C線との交点

(日本測地系：北緯 34 度 34 分 24 秒、東経 131 度 26 分 58 秒)

(世界測地系：北緯 34 度 34 分 36 秒、東経 131 度 26 分 49 秒)

ニ D線とB線との交点

(日本測地系：北緯 34 度 35 分 38 秒、東経 131 度 28 分 04 秒)

(世界測地系：北緯 34 度 35 分 50 秒、東経 131 度 27 分 55 秒)

(7) 沖のくり漁場：次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた  
区域

基点A 萩市大字須佐高山岬突端

イ 基点Aから 340.0 度 5,211mの点

(日本測地系；北緯 34 度 42 分 29 秒、東経 131 度 35 分 45 秒)

(世界測地系；北緯 34 度 42 分 40 秒、東経 131 度 35 分 36 秒)

ロ 基点Aから 353.1 度 4,930mの点

(日本測地系；北緯 34 度 42 分 29 秒、東経 131 度 36 分 32 秒)

(世界測地系；北緯 34 度 42 分 40 秒、東経 131 度 36 分 23 秒)

ハ 基点Aから 350.9 度 3,739mの点

(日本測地系；北緯 34 度 41 分 50 秒、東経 131 度 36 分 32 秒)

(世界測地系；北緯 34 度 42 分 01 秒、東経 131 度 36 分 23 秒)

ニ 基点Aから 334.2 度 4,103mの点

(日本測地系；北緯 34 度 41 分 50 秒、東経 131 度 35 分 45 秒)

(世界測地系；北緯 34 度 42 分 01 秒、東経 131 度 35 分 36 秒)

(8) アサリ瀬漁場：萩市見島長尾ノ鼻から 50 度 30 分 10,500mの点 (日本測地系；北緯 34 度 51 分 15 秒、東経 131 度 13 分 13 秒、世界測地系；北緯 34 度 51 分 26 秒、東経 131 度 13 分 04 秒) を中心として半径 3,000m以内の区域

(9) 小畑瀬漁場：萩市見島長尾ノ鼻から 349 度 8,500mの点 (日本測地系；北緯 34 度 52 分 14 秒、東経 131 度 06 分 50 秒、世界測地系；北緯 34 度 52 分 25 秒、東経 131 度 06 分 41 秒) を中心として半径 3,000m以内の区域

(10) 八里ヶ瀬周辺委員会指示海域：次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 日本測地系；北緯 35 度 03 分 00 秒、東経 131 度 14 分 00 秒

(世界測地系；北緯 35 度 03 分 11 秒、東経 131 度 13 分 51 秒)

ロ 日本測地系；北緯 35 度 03 分 00 秒、東経 131 度 01 分 00 秒

(世界測地系；北緯 35 度 03 分 11 秒、東経 131 度 00 分 51 秒)

ハ 日本測地系；北緯 34 度 54 分 00 秒、東経 131 度 01 分 00 秒

(世界測地系；北緯 34 度 54 分 11 秒、東経 131 度 00 分 51 秒)

ニ 日本測地系；北緯 34 度 54 分 00 秒、東経 131 度 14 分 00 秒

(世界測地系；北緯 34 度 54 分 11 秒、東経 131 度 13 分 51 秒)

#### 4 経過措置

一般海域の利用に関する条例（平成 10 年山口条例第 3 号、以下「条例」という。）の施行の際現に山口県一般海域管理規則（昭和 47 年山口県条例第 54 号）第 4 条の許可を受けて土石の採取を行っている者が、当該許可の期間の満了後引き続き同一場所で条例第 3 条第 1 項第 2 号の許可を受けようとする場合は、なお従前の例による。



別記様式

土石採取実績報告書

年 月 日

〇〇土木（建築）事務所長 様

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

印

（電話 局 番）

年 月分の土石採取実績を次のとおり報告します。

- 1 採取区域：
- 2 許可区域面積： $m^3$
- 3 採取船舶名： 年 月 日～ 年 月 日まで
- 4 当月採取量： $m^3$
- 5 累積採取量(当該年度)： $m^3$

| 採取年月日 | 採取開始時刻 | 採取終了時刻 | 業務主任者氏名 | 採取量 | 荷揚先 |
|-------|--------|--------|---------|-----|-----|
|       |        |        |         |     |     |
|       |        |        |         |     |     |
|       |        |        |         |     |     |
|       |        |        |         |     |     |
|       |        |        |         |     |     |
|       |        |        |         |     |     |
|       |        |        |         |     |     |
|       |        |        |         |     |     |
|       |        |        |         |     |     |
| 採取量計  |        |        |         |     |     |

注1 採取期間内の航海日誌の写しを添付すること。

注2 採取船舶ごとに別様とすること。

